

格安 SIM 通信 WiFi サービス契約約款

今後の検討により変更および改訂があります。

第 1 版

2019 年 9 月 2 日

株式会社マーケットエンタープライズ

目 次

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 約款の揭示

第3条の2 用語の定義

第2章 格安SIM通信WiFiサービスの種類

第4条 格安SIM通信WiFiサービスの種類

第3章 会員契約

第5条 会員契約の単位

第6条 会員契約申込みの方法

第7条 会員契約申込みの承諾

第8条 契約者回線の追加

第9条 格安SIM通信WiFi契約者の氏名等の変更の届出

第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止

第11条 格安SIM通信WiFi契約者の地位の承継

第12条 格安SIM通信WiFi契約者が行う会員契約の解除

第13条 当社が行う会員契約の解除

第14条 会員契約の終了

第4章 料金契約

第15条 料金契約の単位

第16条 料金契約申込みの方法

第17条 料金契約申込みの承諾

第18条 格安SIM通信WiFiサービスの利用の一時中断

第19条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止

第20条 格安SIM通信WiFi契約者が行う料金契約の解除

第21条 当社が行う料金契約の解除

第21条の2 料金契約の終了

第22条 書面解除の取扱い

第5章 オプション機能

第22条の2 オプション機能の提供

第22条の3 格安SIM通信WiFiサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い

第6章 無線機器の利用

第1節 SIMカードの貸与等

第22条の4 SIMカードの貸与

第22条の5 電話番号その他の情報の登録等

第22条の6 SIMカードの情報消去及び破棄

第22条の7 SIMカードの管理責任

第22条の8 SIMカード暗証番号

第2節 Pocket WiFi機器の接続等

第23条 Pocket WiFi機器の接続

第3節 無線機器の検査等

第24条 無線機器に異常がある場合等の検査

第25条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- 第26条 無線機器の電波法に基づく検査
- 第7章 利用中止及び利用停止
 - 第27条 利用中止
 - 第28条 利用停止
- 第8章 通信
 - 第29条 インターネット接続サービスの利用
 - 第30条 通信の条件
 - 第31条 通信利用の制限
 - 第31条の2 同上
 - 第31条の3 同上
 - 第31条の4 同上
- 第9章 料金等
 - 第1節 料金及び工事に関する費用
 - 第32条 料金及び工事に関する費用
 - 第2節 料金等の支払義務
 - 第33条 基本使用料の支払義務
 - 第34条 基本使用料の日割り
 - 第34条の2 契約解除料の支払義務
 - 第34条の3 容量追加オプション料の支払義務
 - 第34条の4 ユニバーサルサービス料の支払義務
 - 第35条 手続きに関する料金の支払義務
 - 第36条 収納手数料の支払義務
 - 第37条 督促手数料の支払義務
 - 第38条 工事費の支払義務
 - 第3節 料金等の計算及び支払い
 - 第39条 料金の計算方法等
 - 第41条 料金等の請求
 - 第42条 料金等の支払い
 - 第43条 料金の一括後払い
 - 第44条 料金等の臨時減免
 - 第45条 期限の利益喪失
 - 第4節 預託金
 - 第46条 預託金
 - 第47条 買い戻しによる預託金の充当
 - 第5節 割増金及び延滞利息
 - 第48条 割増金
 - 第49条 延滞利息
 - 第6節 端数処理
 - 第50条 端数処理
- 第10章 保守
 - 第51条 当社の維持責任
 - 第52条 格安SIM通信WiFi契約者の維持責任
 - 第53条 格安SIM通信WiFi契約者の切分責任
 - 第54条 修理又は復旧
- 第11章 損害賠償
 - 第55条 責任の制限
 - 第56条 免責

第12章 付随サービス

第57条 請求書の発行

第13章 雑則

第58条 承諾の限界

第58条の2 無線事業における利用の禁止

第59条 利用に係る格安SIM通信WiFi契約者の義務

第60条 他の電気通信事業者への通知

第60条の2 同上

第61条 格安SIM通信WiFi契約者に係る情報の利用

第62条 認定機器以外の無線機器の扱い

第63条 合意管轄裁判所

第64条 準拠法

料金表

第1表 格安SIM通信WiFiサービスに関する料金

第1 基本使用料

第2 契約解除料

第3 ユニバーサルサービス料

第4 手続きに関する料金

第6 収納手数料

第7 督促手数料

第2表 工事費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 請求書の発行手数料

別表 オプション機能

別記

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社マーケットエンタープライズは、この格安 SIM 通信 WiFi サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）により格安 SIM 通信 WiFi サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

- 1 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条2 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、格安 SIM 通信 WiFi サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 LTE 基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
10 Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備
11 Pocket WiFi 機器	Pocket WiFi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
13 データ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
14 格安 SIM 通信 WiFi サービス	データ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と格安 SIM 通信 WiFi 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
15 契約者回線	無線基地局設備と格安 SIM 通信 WiFi 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
16 LTE 回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いて

	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
1 7 Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
1 8 サービス取扱所	(1) 格安 SIM 通信 WiFi サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により格安 SIM 通信 WiFi サービスに関する契約事務を行う者の事業所
1 9 会員契約	この約款に基づき当社から格安 SIM 通信 WiFi サービスの提供を受ける資格を得るための契約
2 0 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
2 1 格安 SIM 通信 WiFi 契約者	当社と会員契約を締結している者
2 2 M A C アドレス	データ通信機器ごとに定められている固有の番号
2 3 認証情報	格安 SIM 通信 WiFi サービスの提供に際して格安 SIM 通信 WiFi 契約者を識別するための情報であって、データ通信機器の認証に使用するもの
2 4 SIM カード	電話番号その他の情報を記憶してデータ通信機器に装着して使用する IC カードであって、格安 SIM 通信 WiFi サービスの提供のために当社が格安 SIM 通信 WiFi 契約者に貸与するもの
2 5 提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（格安 SIM 通信 WiFi 網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は格安 SIM 通信 WiFi 契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
2 6 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
2 7 提携事業者	ソフトバンク株式会社
2 8 セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
2 9 グローバル IP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレス
3 0 プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
3 1 LTE 通信	LTE 回線により行われる通信
3 2 消費税相当額	消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 格安 SIM 通信 WiFi サービスの種類

（格安 SIM 通信 WiFi サービスの種類）

第 4 条 格安 SIM 通信 WiFi サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
格安 SIM 通信 WiFi サービス	当社が無線基地局設備と格安 SIM 通信 WiFi 契約者が指定するデータ通信機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する格安 SIM 通信 WiFi サービス

第 3 章 会員契約

（会員契約の単位）

第 5 条 当社は、会員契約に係る 1 の申込みごとに 1 の会員契約を締結します。この場合、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、1 の会員契約につき 1 人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（ソフトバンク通信網等を経由して、当社が定める契約事項をその格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 会員契約の申込みをした者が格安 SIM 通信 WiFi サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

(3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。

(4) 会員契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用を停止されたことがある又は格安 SIM 通信 WiFi サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第58条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) 第59条（利用に係る格安 SIM 通信 WiFi 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者回線の追加)

第8条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(格安 SIM 通信 WiFi 契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその格安 SIM 通信 WiFi 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその格安 SIM 通信 WiFi 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。

4 格安 SIM 通信 WiFi 契約者が事実を反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実を反しているものと判断したときは、この約款の規定により格安 SIM 通信 WiFi 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者が会員契約に基づいて格安 SIM 通信 WiFi サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(格安 SIM 通信 WiFi 契約者の地位の承継)

- 第 1 1 条 相続により格安 SIM 通信 WiFi 契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、第 1 項の届出を怠った場合には、第 9 条（格安 SIM 通信 WiFi 契約者の氏名等の変更の届出）第 3 項から第 6 項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（格安 SIM 通信 WiFi 契約者が行う会員契約の解除）

- 第 1 2 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う会員契約の解除）

- 第 1 3 条 当社は、第 2 8 条（利用停止）の規定により格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用を停止された格安 SIM 通信 WiFi 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者が第 2 8 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
- 4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ格安 SIM 通信 WiFi 契約者にそのことを通知します。

（会員契約の終了）

- 第 1 4 条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第 4 章 料金契約

（料金契約の単位）

- 第 1 5 条 当社は、1 の申込みごとに 1 の料金契約を締結します。

（料金契約申込みの方法）

- 第 1 6 条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
- ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
- 2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

（料金契約申込みの承諾）

- 第 1 7 条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第 7 条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用の一時中断）

- 第 1 8 条 当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用の一時中断（その請求のあった格安 SIM 通信 WiFi サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 19 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(格安 SIM 通信 WiFi 契約者が行う料金契約の解除)

第 20 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第 21 条 当社は、第 28 条 (利用停止) の規定により格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用を停止された格安 SIM 通信 WiFi 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者が第 28 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
- 4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ格安 SIM 通信 WiFi 契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第 21 条の 2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

(書面解除の取扱い)

第 22 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、新たな料金契約 (以下「新規契約」といいます。) 又は既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約 (以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。) を締結したときは、事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面 (事業法第 26 条の 2 第 1 項の規定に基づき当社が格安 SIM 通信 WiFi 契約者に交付する書面 (同条第 2 項の規定により提供するものを含まず) をいいます。以下同じとします) の初回配達到着日又は契約者回線の提供を開始した日 (変更契約にあっては、その効力を発した日とします。) のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間に、当社に対して書面 (はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り) を発した場合に限り、事業法第 26 条の 3 の規定に基づき対象契約の解除 (以下「書面解除」といいます。) を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者に負担していただきます。

- 2 書面解除は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、新規契約の書面解除を行ったときは、その解除までに提供された格安 SIM 通信 WiFi サービスの料金 (事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 1 号の規定に基づき算定した額とします。) 及び契約事務手数料、送料以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、変更契約の書面解除があったときは、速やかにその格安 SIM 通信 WiFi サービスを変更前の状態に復するものとします。この場合、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。
- 5 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、第 3 項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第 49 条 (延滞利息) の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 6% の割合 (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。) で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 5 章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第 22 条の 2 当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、そのオプション機能を利用する 1 の料金契約 (現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。) を指定していただきます。

(格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第 2 2 条の 3 当社は、格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第 6 章 無線機器の利用

第 1 節 SIM カードの貸与等

(SIM カードの貸与)

第 2 2 条の 4 当社は、Pocket WiFi サービスの提供に際して、格安 SIM 通信 WiFi 契約者に対し、SIM カードを貸与します。この場合において、貸与する SIM カードの数は、1 の料金契約につき 1 とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを格安 SIM 通信 WiFi 契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第 2 2 条の 5 当社は、SIM カードを貸与する場合には、その SIM カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(SIM カードの情報消去及び破棄)

第 2 2 条の 6 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、当社から貸与を受けている SIM カードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってその SIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へその SIM カードを返却していただきます。

(SIM カードの管理責任)

第 2 2 条の 7 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、当社から貸与を受けている SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、SIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者以外の者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている格安 SIM 通信 WiFi 契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、SIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(SIM カード暗証番号)

第 2 2 条の 8 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、当社が別に定める方法により、SIM カードに SIM カード暗証番号（その SIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からその SIM カードの貸与を受けている格安 SIM 通信 WiFi 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その格安 SIM 通信 WiFi 契約者が登録を行ったものとみなします。

2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、SIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第 2 節 Pocket WiFi 機器の接続等

(Pocket WiFi 機器の接続)

第 2 3 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、Pocket WiFi サービスに係る契約者回線に Pocket WiFi 機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに Pocket WiFi サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

- (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 格安SIM通信WiFi契約者が、そのPocket WiFi機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 格安SIM通信WiFi契約者は、その契約者回線へのPocket WiFi機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第3節 無線機器の検査等

(無線機器に異常がある場合等の検査)

- 第24条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、格安SIM通信WiFi契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、格安SIM通信WiFi契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 格安SIM通信WiFi契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第25条 格安SIM通信WiFi契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、格安SIM通信WiFi契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 格安SIM通信WiFi契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

- 第26条 前条第2項に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第27条 当社は、次の場合には、格安SIM通信WiFiサービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第31条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により格安SIM通信WiFiサービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその格安SIM通信WiFi契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第28条 当社は、格安SIM通信WiFi契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（格安SIM通信WiFiサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が格安SIM通信WiFi契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その格安SIM通信WiFiサービスの利用を停止することがあります。

- (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (3) 格安 SIM 通信 WiFi サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第 9 条（格安 SIM 通信 WiFi 契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) 格安 SIM 通信 WiFi 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の格安 SIM 通信 WiFi サービスに係る料金その他の債務又は格安 SIM 通信 WiFi 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) 格安 SIM 通信 WiFi 契約者がその格安 SIM 通信 WiFi サービス又は当社と契約を締結している他の格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用において第 5 9 条（利用に係る格安 SIM 通信 WiFi 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 第 2 4 条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (8) 第 2 5 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 2 6 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (9) 第 4 6 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (10) 第 5 8 条の 2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその格安 SIM 通信 WiFi 契約者に通知します。

ただし、前項第 6 号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第8章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第29条 格安SIM通信WiFi契約者は、インターネット接続サービス（格安SIM通信WiFiサービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第30条 当社は、格安SIM通信WiFiサービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の実速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 格安SIM通信WiFiサービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 格安SIM通信WiFiサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 格安SIM通信WiFi契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 格安SIM通信WiFi契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のデータ通信機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、格安SIM通信WiFiサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

(通信利用の制限)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 3 の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

第 3 1 条の 2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) Pocket WiFi 通信について、1 の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。Pocket WiFi 通信及び LTE 通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせた当社が認めた場合に、その Pocket WiFi 回線及び LTE 回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (2) Pocket WiFi 通信及び LTE 通信について、1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）が、ご契約の料金プラン容量上限を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その Pocket WiFi 回線及び LTE 回線に係る通信の伝送速度を最高 1 2 8 Kbit/s に制限すること。
- (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が格安 SIM 通信 WiFi サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第 3 1 条の 3 当社は、前 2 条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した Pocket WiFi 機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第 3 1 条の 4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 格安SIM通信WiFiサービスの料金は、料金表第1表（格安SIM通信WiFiサービスに関する料金）に規定する基本使用料、契約解除料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、収納手数料、督促手数料及び請求書の発行手数料とします。

2 格安SIM通信WiFiサービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第33条 格安SIM通信WiFi契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により格安SIM通信WiFiサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- (1) 格安SIM通信WiFi契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) 格安SIM通信WiFi契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、格安SIM通信WiFi契約者は、次の場合を除き、格安SIM通信WiFiサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
格安SIM通信WiFi契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限りま す。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第34条 当社は、基本使用料の日割りは致しません。但し、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) 料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (2) 第33条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (3) 第39条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
- 2 前項第1号から第3号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第33条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 3 第1項第3号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(契約解除料の支払義務)

第34条の2

格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、Pocket WiFi サービスにおいて、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、料金表第 1 表第 2（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（容量追加オプション料の支払義務）

第 3 4 条の 3 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、Pocket WiFi サービスにおいて、容量追加オプションを購入及び容量追加の完了した料金月について、料金表第 1 表第 1（容量追加オプション料）に規定する容量追加オプション料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 3 4 条の 4 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、料金月の末日が経過した時点で Pocket WiFi サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 4（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 3 5 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、格安 SIM 通信 WiFi サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（収納手数料の支払義務）

第 3 6 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、当社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第 1 表第 6（収納手数料）に規定する収納手数料の支払いを要します。

（督促手数料の支払義務）

第 3 7 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、当社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第 1 表第 7（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第 3 8 条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第 3 節 料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）

第 3 9 条 当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、ユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

（料金等の請求）

第4 1条の2 当社は、第5 7条（請求書の発行）に規定する場合その他当社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

（料金等の支払い）

第4 2条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記6に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、第1 項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

（1）クレジットカードが使用不能のため契約を解除したとき

5 前項の場合において、当社は、同項第2 号又は第3 号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

ただし、同項第2 号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りではありません。

（料金の一括後払い）

第4 3条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金等の臨時減免）

第4 4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（期限の利益喪失）

第4 5条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

（1）格安 SIM 通信 WiFi 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

（2）格安 SIM 通信 WiFi 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

（3）格安 SIM 通信 WiFi 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（4）格安 SIM 通信 WiFi 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

（5）格安 SIM 通信 WiFi 契約者の所在が不明であるとき。

（6）格安 SIM 通信 WiFi 契約者が預託金を預け入れないとき。

（7）その他格安 SIM 通信 WiFi 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、前項第2 号から第4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに格安 SIM 通信 WiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4 節 預託金

（預託金）

第4 6条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、次の場合には、格安 SIM 通信 WiFi サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

（1）会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第28条(利用停止)第1項第1号、第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、格安SIM通信WiFi契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

(委託の取り消しによる預託金の充当)

第47条 当社は、請求した料金その他の債務について、格安SIM通信WiFi契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その格安SIM通信WiFi契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)の委託を取り消し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第48条 格安SIM通信WiFi契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第49条 格安SIM通信WiFi契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

(端数処理)

第50条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第10章 保守

(当社の維持責任)

第51条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(格安SIM通信WiFi契約者の維持責任)

第52条 格安SIM通信WiFi契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、格安SIM通信WiFi契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(格安SIM通信WiFi契約者の切分責任)

第53条 格安SIM通信WiFi契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第54条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。
ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第55条 当社は、料金契約に基づき格安SIM通信WiFiサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その格安SIM通信WiFi契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその格安SIM通信WiFiサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第34条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、格安SIM通信WiFiサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第56条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、格安SIM通信WiFiサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、格安SIM通信WiFi契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第12章 付随サービス

(請求書の発行)

第57条 当社は、格安SIM通信WiFi契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（格安SIM通信WiFi契約者が料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、）を発行します。

ただし、その格安SIM通信WiFi契約者が料金契約を締結していない場合又は料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 格安SIM通信WiFi契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第58条 当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第58条の2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係る格安 SIM 通信 WiFi 契約者の義務)

第59条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で格安 SIM 通信 WiFi サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記4に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電気通信事業者への通知)

第60条 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、第12条（格安 SIM 通信 WiFi 契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記5に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（格安 SIM 通信 WiFi 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第60条の2 格安 SIM 通信 WiFi 契約者は、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報（提携事業者が当社と提携して行う割引等の適用又は案内等に必要なものに限ります。）を当社が提携事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(格安 SIM 通信 WiFi 契約者に係る情報の利用)

第61条 当社は、格安 SIM 通信 WiFi 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（格安 SIM 通信 WiFi 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、格安 SIM 通信 WiFi サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(認定機器以外の無線機器の扱い)

第6 2条 格安SIM通信WiFi契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

（合意管轄裁判所）

第6 3条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第6 4条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 格安SIM通信WiFiサービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第33条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用												
(1) 基本使用料の料金種別の選択	<p>ア 基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 150px;">格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 格安SIM通信WiFi契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。</p> <p>ウ 当社は、イの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p> <p>ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p>	基本使用料の料金種別		格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)		格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)						
基本使用料の料金種別												
格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)												
格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)												
(2) 格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)、格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)の取扱い	<p>ア 格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)、格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)、(以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月(以下この欄において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)</td> <td>24料金月</td> </tr> <tr> <td>格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)</td> <td>24料金月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下この欄において「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。</p> <p>ウ 格安SIM通信WiFi契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 適用除外要件</p> <p>① 満了月の翌月(更新月)に契約の解除があったとき。</p>	区 分	適用月数	格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)	24料金月	格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)	24料金月	区 分	料金額	税抜額	プラン解除料	10,000円
区 分	適用月数											
格安SIM通信WiFi 20GBプラン(2年)	24料金月											
格安SIM通信WiFi 7GBプラン(2年)	24料金月											
区 分	料金額											
	税抜額											
プラン解除料	10,000円											

2 料金額

Pocket WiFi サービスに係るもの

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
格安 SIM 通信 WiFi 20GB プラン(2年)	3,980 円
格安 SIM 通信 WiFi 7GB プラン(2年)	2,980 円

第2 契約解除料

Pocket WiFi サービスに係るもの

1 料金契約ごとに 10,000 円

第3 ユニバーサルサービス料

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
ユニバーサルサービス料	3 円

※2019年8月現在

格安 SIM 通信 WiFi サービスの各プランについては、電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料が発生いたします。

※電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額(番号単価)は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。

なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ

(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>) または音声・FAX 案内(03-3539-4830:24時間受付)にてご確認ください。

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第35条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約事務手数料</td><td>料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>SIMカード再発行手数料</td><td>SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	区 分	内 容	契約事務手数料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	SIMカード再発行手数料	SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区 分	内 容					
契約事務手数料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
SIMカード再発行手数料	SIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

	送料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けてから、端末の配送を行う際に支払いを要する料金	
--	----	---	--

2 料金額

区 分	単 位	料金額
		税抜額
契約事務手数料	1 料金契約ごとに	3, 0 0 0 円
SIM カード再発行手数料	1 枚ごとに	3, 0 0 0 円
送料	1 料金契約ごとに	1, 0 0 0 円
※離島へのお届けの場合		3, 0 0 0 円

第 6 収納手数料

収納 1 件ごとに

区 分	料金額
	税抜額
収納手数料	300 円

第 7 督促手数料

1 督促通知ごとに

区 分	料金額
	税抜額
督促手数料	別に算定する実費

第 2 表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

第 3 表 付随サービスに関する料金等

第 1 請求書の発行手数料

発行 1 回ごとに

区 分	料金額
	税抜額
請求書の発行手数料	別に算定する実費

別表 オプション機能

1 適用

種 類	提 供 条 件
1 容量追加オプション	格安 SIM 通信 WiFi 契約者が指定した料金契約で使用される Pocket WiFi 機器において、ご契約の料金プラン容量上限を超えた場合に、容量の追加を行う機能をいいます。
	<p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 本機能は、Pocket WiFi サービスに限り提供します。 (2) 容量追加オプションお申し込み後、通常翌営業日迄に容量の追加を行います。 (3) 追加したデータ容量はお申し込みの当月のみ有効となります。繰り越しはできません。 (4) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 料金額

1 料金契約ごと

区 分	料金額
	税抜額
容量追加オプション利用料 (1GB あたり)	1,000円

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第30号）
技術的条件	—

3 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 格安 SIM 通信 WiFi 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
ソフトバンク株式会社、株式会社 ME モバイル

6 格安 SIM 通信 WiFi 契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	格安 SIM 通信 WiFi 契約者が指定できる支払方法
個人	クレジットカード決済

7 基本使用料の料金種別の変更に係るプラン解除料の取扱い

① 格安 SIM 通信 WiFi 7GB プランへの基本使用料の料金種別の変更に係るもの

区 分	変更後
	7GB
20GB	免除
【適用】 「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。	

② 格安 SIM 通信 WiFi 20GB プランへの基本使用料の料金種別の変更に係るもの

区 分	変更後
	20GB
7GB	免除
【適用】 「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。	

※別記 7 で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- 20GB : 格安 SIM 通信 WiFi20GB プラン(2年)
7GB : 格安 SIM 通信 WiFi7GB プラン(2年)

9 端末返還特約

株式会社マーケットエンタープライズ（以下「当社」といいます。）初期契約解除の格安 SIM 通信 WiFi サービス契約約款に定める通常料金契約（既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「格安 SIM 通信 WiFi 契約」といいます。）の申込みと同時に当社へ端末機器その他の物品（当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。）の購入に係る契約（無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

（端末売買契約の解除）

第 1 条 当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき格安 SIM 通信 WiFi 契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

(対象物品の返還等)

第 2 条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、30 日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、ご登録のクレジットカードを通じて返金します。

4 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

(機器損害金の支払義務)

第 3 条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、ご登録のクレジットカードにご請求します。

対象物品の種類	機器損害金(税抜)
データ通信機器	20,000 円

2 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。

10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第 25 条の規定に準ずるものとします。

11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第 26 条の規定に準ずるものとします。

12 課金対象データの情報量の測定

課金対象データの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのデータについては、情報量の測定から除きます。

13 当社の機器の故障等により通信料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等により通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去 1 年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1)の場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

(3) (1)及び(2)の規定は、データ通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。